

トピックス

「三重県気候変動影響レポート2014」

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、第5次評価報告書において「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇し、温室効果ガス濃度は増加している。」と述べています。

このように、世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあるなかで、国内でも毎年のように極端な気象があらわれ、猛暑日が増加し、これまでに経験のないような豪雨や災害に見舞われています。

同様に県内においても、温暖化の影響と思われる変化があらわれてきています。例えば、津市の年平均気温は50年につき約0.8℃上昇し、真夏日は50年につき約10日増加しています。

本県では、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいますが、こうした気候の変化がみられることから、温暖化の進行を抑えて変化を緩和させていくとともに、すでにあらわれている地球温暖化によると思われる事象に対処していく「適応」という考え方も重要であるという認識のもと、必要な情報提供をするため平成26（2014）年10月に「三重県気候変動影響レポート2014」を作成しました。

このレポートは、県内における気候変化の状況を中心にまとめ、気候変化による影響の一部についても記載しています。

県民や事業者の皆さんには、県内における気候変化の現状について事実を知っていただき、引き続き省エネルギー・再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出削減に取り組んでいただくとともに、気候変化に対処する必要性を理解を深めていただきたいと考えています。

<レポートの主な内容>

- 変化する気候
- 気候の影響
- 予想される将来
- 気候変化への対応



「三重県気候変動影響レポート2014」説明会の様子（平成26（2014）年11月5日）

トピックス

海岸漂着物対策の推進

本県では、海岸に流れ着くごみの問題（海岸漂着物問題）に対応するため、平成24（2012）年3月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

特に、伊勢湾内の海岸漂着物の発生を抑制するためには流域圏での取組が不可欠であることから、平成24（2012）年4月に愛知県、岐阜県および名古屋市の三県一市で「海岸漂着物対策検討会」を設置し、連携して国への提言・提案活動等に取り組んできました。その結果、国において海岸漂着物対策に係る基金事業が創設され、平成25（2013）、26（2014）年度には、各地の海岸での海岸漂着物の回収処理を推進するほか、充実した海岸漂着物発生抑制対策を実施することができました。

しかしながら、海岸漂着物問題の全面的な解決に向けては、息の長い取組が求められます。

県および市町による回収処理事業や、発生抑制対策事業の実施はもとより、伊勢湾流域圏で清掃活動等に取り組んでいただいているボランティア団体等の皆さんの取組が、今後益々重要となります。

本県では、活動の広域的な連携を目的として、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を展開しています。

今後も、この取組の拡大を図るなど、流域圏の皆さんとともに、海岸漂着物問題の解決に向けて歩んでいきます。

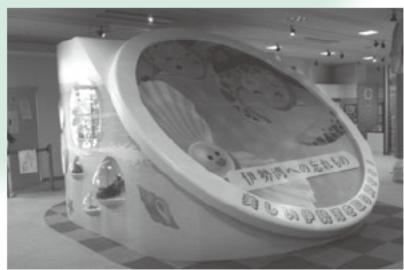
ラッピング電車・バスで海岸漂着物対策の取組を発信！



海岸漂着物発生抑制のため、さまざまな取組を実施！



松名瀬海岸でクリーンアップイベントを開催！
(平成26（2014）年12月13日)



三重県環境学習情報センターに
啓発展示物を新設！

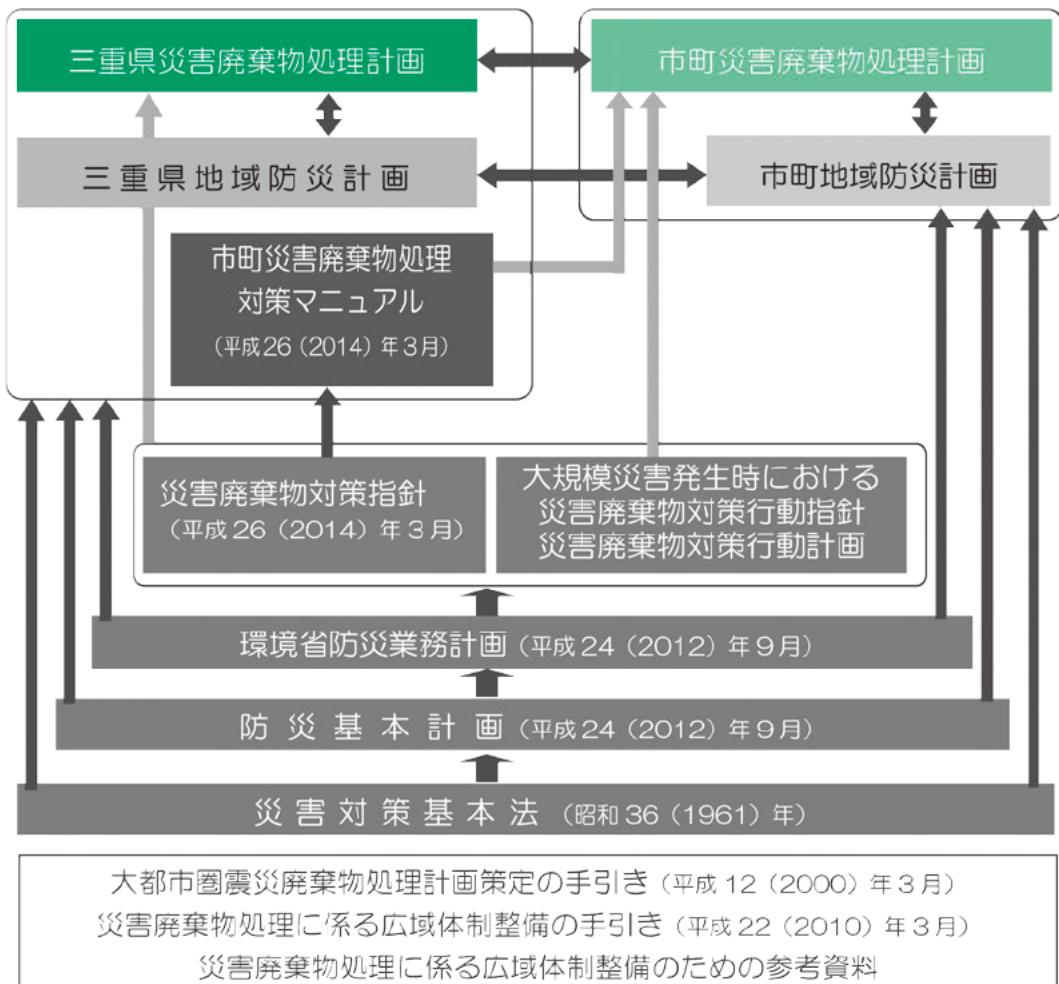
トピックス

「三重県災害廃棄物処理計画」の策定

本県は、南海トラフ地震発生の緊迫性が高く、東日本大震災以上の被害がいつ発生するかもしれない状況に直面しています。

大規模な地震が発生した場合に生じる災害廃棄物は、膨大な量となるため、可能な限り迅速かつ適切に処理を行う必要があるものの、平常時の廃棄物とは組成が異なり、これまで培ってきた廃棄物のリサイクル技術をそのまま適用することが困難であることなどから、その処理にあたっては、特有の課題・問題を解決しながら進めていく必要があります。

このため、本県では、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見をふまえ、国の災害廃棄物対策指針に基づき、地域防災計画や市町計画と整合を図り、南海トラフ地震、県内主要活断層地震、水害およびその他の自然災害廃棄物を対象とした「三重県災害廃棄物処理計画」を平成27（2015）年3月に策定しました。



三重県災害廃棄物処理計画の位置づけ

トピックス

「もったいないかみしばい」および ゼロ吉Facebookによる普及啓発

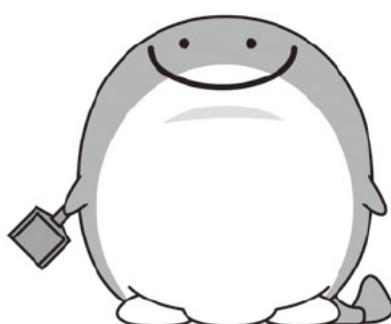
本県では、「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、「ごみを出さない生活様式」や「ごみを出さない事業活動」が定着し、ごみの発生が極力抑制され、排出された不用物は最大限有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざして、県民・事業者等の皆さんと、行政が連携してさまざまな取組を進めています。

その取組の一つとして、幼稚園や小学校低学年の子どもたちが親しみを持って、ごみ減量を学習するため新たに「もったいないかみしばい」を制作しました。かみしばいの制作にあたっては作品を募集し、制作を通じて「ごみゼロ社会」づくりに关心を深めていただくとともに、優秀な作品は環境教育の普及啓発ツールとして、幼稚園や保育園等での利用を通じて広報活動に活用しています。



また、新たな情報発信のツールとして平成27（2015）年2月に「ゼロ吉@三重県ごみゼロ社会実現プラン」のFacebookを開設し、「ゼロ吉」を通じて三重県のごみゼロ社会実現プランの取組について情報発信しています。

「ゼロ吉@三重県ごみゼロ社会実現プランFacebook」
<https://www.facebook.com/zerokichi.mie>



ゼロ吉について

ゼロ吉は、三重県の「ごみゼロ社会実現プラン」推進の啓発キャラクターとして平成19（2007）年10月に誕生しました。

トピックス

「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」の締結

本県は、不法投棄等の早期発見、早期是正を目的とした「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を、平成27（2015）年2月12日に下記の事業者と締結しました。

1 協定を締結した事業者

- (1) 中部電力株式会社 三重支店
- (2) 一般財団法人中部電気保安協会 三重支店

2 趣旨

産業廃棄物の不法投棄は、早期に発見して是正させることが必要です。三重県では、県職員による監視・指導活動に加え、市町、事業者および県民の皆さんのご協力と連携により、幅広い監視体制を構築しています。本協定については、県内の事業者の皆さんに不法投棄等の情報提供に関するご協力をいただくことにより、早期発見、早期是正を図ることを目的として平成16（2004）年度から取組を進めています。

3 協定の骨子

この協定は、事業者の職員が通常の業務中に確認できる範囲で、不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合に、県に対して廃棄物ダイヤル110番等により通報することにより、廃棄物の不法投棄等の早期発見、早期是正を図ることを目的とします。

4 過去に締結した事業者

平成16（2004）年 6月 三重県内10森林組合

平成22（2010）年 3月 株式会社NTTファシリティーズ（東海を含む）
社団法人日本自動車連盟三重支部

平成24（2012）年11月 ヤマト運輸株式会社三重主管支店
日本通運株式会社津支店

平成25（2013）年12月 三重交通株式会社
中日本高速道路株式会社名古屋支社



協定締結式（平成27（2015）年2月12日）

トピックス

三重県レッドデータブック2015 ～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～

本県では、県内の豊かな自然環境に対する関心と理解を深め、後世へと引き継いでいくために、平成18（2006）年3月に「三重県レッドデータブック2005」を発刊し、生物多様性の確保や自然環境の保全の取組における基礎資料として、広く活用を図ってきたところです。

しかし、近年の産業活動や生活様式の変化による自然環境への負荷の高まり、里地里山等の手入れ不足の影響、外来種の侵入による捕食等により、野生動植物の生息・生育状況は刻々と変化していることから、最新の情報を反映させるため、平成23（2011）年度から専門家による検討や県民からの意見募集等を行い、約9年ぶりに改訂した「三重県レッドリスト（2014年版）」を平成26（2014）年7月に公表しました。その後、同リストに掲載された生物について、生態や生息・生育状況、減少の要因、保全対策などの情報を詳細に記した「三重県レッドデータブック2015」を平成27（2015）年3月に発刊しました。

1 「三重県レッドデータブック2015」の概要

改訂前のレッドデータブックと比較して掲載種は259種増加し1,742種となりました。また、掲載種のうち上位のカテゴリーに変更された種は227種ありました。これらの増加の理由は、県内外の専門家による調査や研究が進み、野生動植物の生息・生育状況に関する知見が蓄積されたこともありますが、県内の野生動植物のおかれている状況がさらに厳しくなったためではないかと考えられます。特に、水生昆虫の生息環境の減少、外来魚等による捕食、シカによる食害の影響等により、新たに選定された種や上位のカテゴリーに変更された種の増加につながりました。

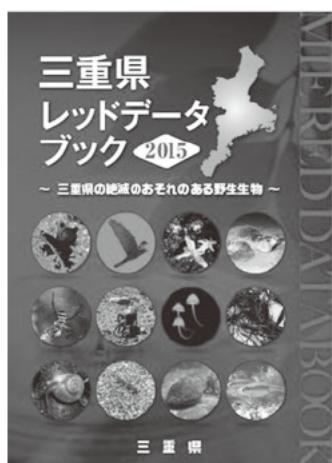
	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種				準絶滅危惧種	情報不足	掲載種数合計
			絶滅危惧IA類	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類	小計			
改訂後	67	2	258	389	453	1,100	380	193	1,742
改訂前	52	1	168	316	369	853	264	313	1,483

2 今後の活用

絶滅のおそれのある野生動植物の保全に向けて、県民の皆さんの理解を深めるため、県内の博物館や図書館、大学、高校に配布し、幅広く閲覧されるようにしました。また、県内各市町の環境部局・教育委員会に配布し、今後の各種事業実施時に本書を活用して生物多様性保全に配慮するよう促します。

なお、「三重県レッドデータブック2015（PDF版）」は、ホームページ「みえの自然楽校」内において全文を公開しています。

今後も、三重県の貴重な野生動植物とその生息環境が将来に引き継がれていくよう、本書の活用を図っていきます。



トピックス

三重県水源地域の保全に関する条例の制定

県土の64%を占める森林は、県民共有の貴重な財産である水の源であり、将来にわたって守り育てていく必要があります。しかし、林業の低迷による森林への関心の低下や森林所有者の高齢化に加え、他の道県では、外国法人等による森林の取得事例も報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。

このため、県では水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27（2015）年7月に三重県水源地域の保全に関する条例（平成27（2015）年7月10日施行）を制定しました。

三重県の森林が持つ水資源貯留、水質浄化機能を代替の方法で置き換えた場合の年間評価額は5,520億円、県民一人あたり約30万円に相当し、水源地域の森林は県民の安全で豊かな暮らしを支えています。

（日本学術会議が平成13（2001）年に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算（平成17（2005）年7月）



条例の概要

○目的（第1条）

水源地域の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地の利用の確保を図るための措置等を定め、森林の有する水源の涵（かん）養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

○基本理念（第3条）

水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、森林の有する水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。

○県及び関係者の責務（第4条～第7条）

○県の基本施策（第10条）

- ・適切な造林、保育等の森林整備を推進する
- ・特定水源地域において、保安林指定の推進や森林の公的な管理を促進する
- ・水源地域内の土地取引の事前届出に基づき、助言等を適時に行い、適正な土地の利用を図る

○水源地域及び特定水源地域の指定（第11条）

○水源地域内の土地取引の事前届出制度と助言その他の措置（第12条～19条）

- ・土地所有者等は、水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときは、30日前までに届出
- ・知事は、届出の内容を関係市町の長に通知し、意見を求めることができる
- ・知事は、必要な限度において、届出者に対し報告の徴収及び立入調査をさせることができる
- ・知事は、届出者に対し必要な助言ができる
- ・知事は、無届や虚偽の届出等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告・公表し過料に処することができる

トピックス

環境にやさしい博物館を目指して ～二重屋根と太陽光発電～

博物館や美術館では、貴重な文化財・絵画などの資料を将来に伝えるために収蔵庫で大切に保存するとともに、展示室で順次公開しています。このため、収蔵庫や展示室は、貴重な資料を自然災害や火災から守るために堅固な構造で、断熱性の高い躯体や空調機などによって室内の温度や湿度を一定に保つことができるよう設計されています。

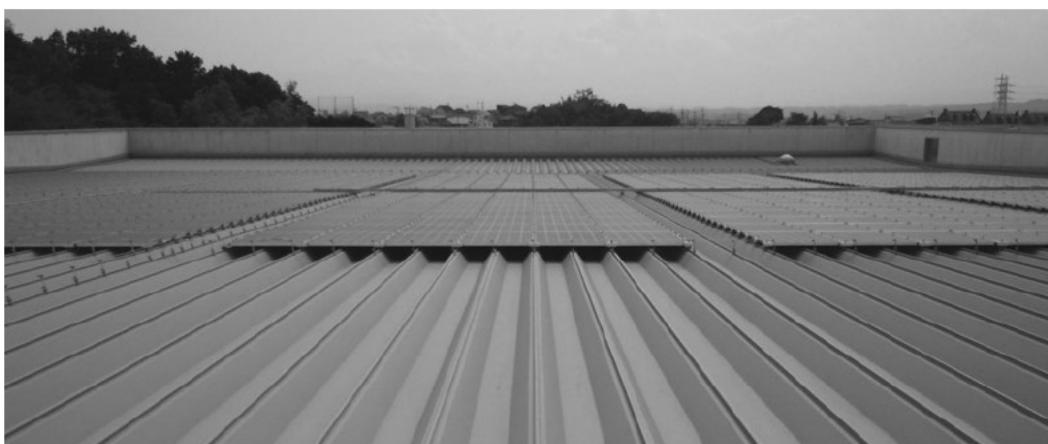
三重県総合博物館（Mi e Mu）でも、収蔵庫や展示室を建物のやや奥まった位置に配置し、空気層を挟む二重壁や断熱材を設置して、外気の温度・湿度変化による影響を抑えるとともに、空調システムには「地中熱を利用した水蓄熱空調システム」を導入して、環境負荷の低減に努めながら、室内の温度・湿度を調整しています。また、これらの取組に加え、屋上屋根にも環境負荷を抑制する工夫をしています。

長時間の直射日光は、建物躯体の温度を上げ、特に夏場は建物の表面が手で触ることができないほどの高温になり、室温を上昇させます。この直射日光の影響を避けるため、多くの建物では屋上に断熱材を設置していますが、Mi e Muでは、これに加えて、3階基本展示室・企画展示室・学習交流スペースなどの屋上全体を鋼板の屋根で覆い、屋上コンクリート面との間に空気層を有する二重屋根としました。この鋼板の屋根と空気層が強い直射日光の影響をかなり緩和し、空調機の稼働の抑制に効果を発揮しています。

さらに、屋根には直射日光を有効利用するため、100kWの太陽光発電パネルを設置しました。別地点のパネルも合せて、Mi e Muの屋上には計120kWの太陽光発電パネルがあります。その発電量は、1日あたりの平均実績値が一般家庭1軒の約1か月半の消費電力とほぼ同じで、Mi e Muの全消費電力の約1割弱をまかなっています。

一方、屋根に降った雨水は雨水槽に集め、トイレの水洗などの雑用水に用いています。使用する雑用水の全量を、この雨水で賄えています。

このように、Mi e Muの二重屋根は、遮熱による消費電力の抑制（空調）、自然エネルギー・資源の利用（太陽光・雨水）という複数の面で、環境負荷の低減に役立っています。



Mi e Mu の二重屋根と太陽光発電パネル